

# 令和8年3月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水) 13:30~15:10

2. 開催場所 蕪崎市役所別館 201会議室

3. 出席委員(16名)

## 農業委員

1番 柳本 進  
2番 仲田 孟(欠席)  
3番 伊藤 光(欠席)  
4番 横森 昌広  
5番 横森 武千代  
6番 志村 保則  
7番 伴野 正明  
8番 比志 秀樹  
9番 樽林 信昭  
10番 山本 弘行  
11番 欠員  
12番 鶴田 好仁  
13番 駒井 恵二  
14番 山本 昌巳  
15番 秋山 武仁  
16番 矢崎 芳章  
17番 飯野 直人  
18番 浅川 節子  
19番 堀川 喜美雄

## 農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫  
21番 曾雌 源興  
22番 猪股 昇  
23番 猪股 和宏  
24番 金丸 光太郎  
25番 今福 重幸  
26番 欠員  
27番 内藤 幹雄  
28番 小澤 仁  
29番 功刀 良人  
30番 中込 秀樹  
31番 小野 賢治  
32番 井上 清  
33番 志村 圭一(欠席)

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について  
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について  
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による  
農用地利用集積等促進計画案の承認について  
議案第4号 非農地証明における申請の承認について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長: 早川 洋

書記: 小屋 了・志村 奈美

## 6. 会議の概要

### <事務局長>

ただ今から令和8年3月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

### <会 長>

(会長あいさつ)

### <事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

### <議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中16名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4番 横森 昌広 委員、5番 横森 武千代 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

### <事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

3月9日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局坂本が出席いたしました。

3月18日、山梨県農業会議臨時総会及び山梨県農業委員会協議会臨時総会、市町村農業委員会会長会議・研修会に柳本会長が出席いたしました。

### <議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

### <議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが9件10,872㎡、賃貸借権の設定に関するものが2件3,315㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）書類上不明な部分が生じたため、今月の審議は保留とさせていただきます。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）農業用倉庫の取得のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長  
申請番号2番 : 横森（武）委員  
申請番号3番 : 保留  
申請番号4番及び5番 : 今福委員  
申請番号6番 : 樽林委員  
申請番号7番 : 山本（弘）委員  
申請番号8番 : 山本（昌）委員  
申請番号9番 : 堀川委員  
申請番号10番及び11番 : 樽林委員  
（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から11番について、申請番号3番を除き、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については、申請番号3番を除き、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが5件7,077㎡、賃貸借権の設定に関するものが3件392.28㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は藤井町駒井宮ノ前、建売住宅(3区画)建築のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は神山町鍋山番匠畑、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 申請地は旭町上條南割小森、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は大草町若尾高芝原、工場敷地拡張のための申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は大草町上條東割築地、公民館建設のための申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は龍岡町若尾新田清水久保、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱部分設置のための一時転用の申請であります。

申請番号8番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱部分設置のための一時転用の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 伴野委員

申請番号2番 : 駒井委員  
申請番号3番 : 山本(昌)委員  
申請番号4番 : 飯野委員  
申請番号5番 : 矢崎委員  
申請番号6番 : 浅川職務代理  
申請番号7番及び8番 : 榎林委員  
(各委員より現地調査に基づく説明。)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号6番について雨宮一夫委員に関係する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(雨宮委員 退席)

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については8件13,198㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物:水稲、期間:2年8ヶ月、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物:水稲、期間:2年8ヶ月、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物:水稲、期間:4年7ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：9年8ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：りんご、期間：9年8ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：2年8ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、作物：桃、期間：4年8ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：9年8ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

(雨宮委員 着席)

次に、議案第4号「非農地証明における申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の11ページをご覧ください。今月の非農地証明の申請は、1件 61.02 m<sup>2</sup>となっております。

申請番号1番（土地の所在・所有者についての説明）申請地：本町一丁目 61.02 m<sup>2</sup>

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番について、申請内容のと

おり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

<議長>

賛成が半数以下ですので、議案第4号については、非農地として証明不可の旨申請人に通達いたします。

<議長>

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。合意解約による通知が6件10,241㎡です。議案集の12ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤東坊来石、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町上円井中古河原他、合意解約の通知であります。

申請番号3番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町上円井向河原他、合意解約の通知であります。

申請番号4番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町入戸野上河原、合意解約の通知であります。

申請番号5番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は大草町上條東割大石、合意解約の通知であります。

申請番号6番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は大草町上條東割大石、合意解約の通知であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<金丸委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和8年3月農業委員会定例会を閉会いたします。

**【議事に参与した者の職、氏名】**

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美